

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号	89	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電子化

提案団体

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的な内容

小規模施設特定有線一般放送の届出書の申請者の住所及び氏名など表以外の部分についても電磁的方法による提出が可能となるよう「放送法施行規則第二百十七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」(平成 23 年 6 月 29 日・総務省告示第 274 号) 第3項の第 30 号～34 号 の改正を求める。

具体的な支障事例

小規模施設特定有線一般放送の届出書は「放送法施行規則第二百十七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」第3項第 30 号～第 34 号において、電磁的方法による提出が認められているのは各様式の「表の部分」のみとなっており、その他の項目(自書又は押印等)や添付書類については認められていない。このため、事業者は申請手続きを書面により来庁又は郵送にて行わざるを得なくなっている。負担となっている。

自治体においては、届出書の表部分を電磁的に提出された場合、そのデータと書面で提出された書類を連動させて保管する必要があり、整理及び保管が煩雑になっている。また、施設が廃止されるまで個人データを含む届出書及び添付書類を保管する必要があるため、大量の書類を整理及び保管するための経費(人員や保管場所)が発生している。(提案団体合計概数(過去3年) 平成 28 年度 130 件 平成 29 年度 350 件 平成 30 年度 810 件 (H30.4 月末現在))

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現による住民の利便性の向上や行政の効率化等、表部分以外も電磁的方法による提出が可能になれば、電子申請も可能となり、事業者の提出にかかる負担が軽減し、自治体においても申請の受付、書類の整理及び保管に関する経費等の削減が図られる。

根拠法令等

放送法施行規則第二百十七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法 (告示)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

栃木県、愛知県、鳥取県、福岡県

○事業者に申請手続きの際の来庁・郵送の負担を強いている。また、本県においては提案都県ほど届け出件

数が多くはないが、年々増加傾向にある。

(過去3年)平成28年度29件、平成29年度27件、平成30年度35件(H30.6.21現在)

○事業者において、様式のうち表部分のみを電磁的方法により届出を行い、その他の部分(届出者の自署又は押印部分)や添付資料を認めないというのは、届出者にとってもそれを受理し整理保管する当県にとっても非効率である。当県では、業務の効率化の流れの中、電子申請を推進しているところであり、小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電磁的方法による届出の範囲の拡大は有用と考える。

○当該届出については、全様式を電子データで提出することができず、行政手続オンライン化の原則にも準じていない。事業者はもとより受理を行う職員の負担となっているため、全様式を電子データで提出可能なように法整備することが望ましい。

○「官民データ活用推進基本計画」により、国・地方を通じた行政全体のデジタル化を進めることとしており、添付書類を含めた提出書類の電子化を認めるべきである。

○本県においても、届出書類および添付書類の量が多いため、関連書類を保管するための場所が必要となっている。電子化により書類の保管に係る経費等の削減が期待できる。(平成29年度実績9件)

各府省からの第1次回答

小規模施設特定有線一般放送にかかる手続は、個人、法人又は団体の権利義務に直接関わるものであり、放送法施行規則第217条第1項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法について定めた総務省告示第274号第3項の第30号～34号では、申請の本人性・真正性を確認する観点から、鑑文のみ押印又は署名した書類の提出を求めるとしている。

一方で、現在総務省では、行政手続の電子化について、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日閣議決定)等の政府横断的な取組の中で、小規模施設特定有線一般放送にかかる手続を含む各種放送法の手続について、電子化に向けて検討を進めており、その検討を踏まえ対応する予定。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

デジタル・ガバメント実行計画8ページ(書面や対面の原則、押印等のデジタル化の障壁となっている制度や慣習にまで踏み込んだ業務改革(BPR)の検討を行う。)並びに、33ページ(押印などによる本人確認が求められる場合には、原則、電子的な確認手法への移行を目指すとともに、利便性と安全性をバランスした解を見出すことが必要である。)の主旨に則り、オンライン化原則に向けて措置を講じていただきたい。また、具体的なスケジュールをお示しいただくとともに、措置を講じることが困難な場合は、その理由を明らかにしていただきたい。

総務省での電子化に向けた検討が終了するまでの期間に關し、以下の点について御教示いただきたい。

- (1)御回答に添付書類に関して記載がされていないが、添付書類については現時点でスキャナ等を用いて電子化が可能と考えてよいか。その場合、告示等で明示していただきたい。
- (2)現時点において、申請の本人性・真正性の確認について、マイナンバーカードを含めた電子署名を用いて電子化できないか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鳥取県】

小規模施設特定有線一般放送にかかる手続を含む各種放送法の手続の電子化について、総務省回答にある検討を速やかに進め、早期に提案の主旨を含む電子化が実現できるよう希望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

小規模施設特定有線一般放送にかかる手続の添付資料について、電子媒体での提出が可能である。

また、現在総務省では放送法の全ての手続において電子化を進める方針で検討を行っており、デジタル・ガバメント実行計画の対象期間である2023年3月31日までを目途に、政府及び総務省全体の取組を踏まえ対応する予定。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【総務省】

(4)放送法(昭 25 法 132)

小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に 2018 年度中に通知する。